

ー中山間地域を守るみなさまを支援しますー

中山間地域等直接支払制度

第5期対策
(令和2年度～令和6年度)

継続は
力
ちから
なり



第5期対策 4つのポイント

- 1 集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えて農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- 2 協定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- 3 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- 4 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本制度を有効にご活用ください。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
集落戦略の作成について-----	5
集落戦略の記載例-----	6
加算措置について-----	8
荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ-----	11
交付金の返還について-----	12
手続きの流れ-----	14
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について-----	15
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	16

[表紙写真]

みまし

ながのし

まつうらし

にちなんし

左上:徳島県美馬市、右上:長野県長野市、左下:長崎県松浦市、右下:宮崎県日南市

[はじめに・もくじ頁上部の写真]

くまのし

三重県熊野市

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域

↑ 第5期対策より追加 次頁参照

- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
③ 小区画・不整形な田
④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)	地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草 地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500	採草放牧地	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500		急傾斜(15°以上)	1,000
				緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

中山間地域等直接支払制度とは②

▶ 第5期対策から

▶ 従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

- これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「指定棚田地域」が対象地域に追加されました。
- ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連携した緩傾斜農用地(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。)となります。

棚田の景観



おおくらむら
山形県大蔵村



かもがわし
千葉県鴨川市



ながさきし
長崎県長崎市

中山間地域等直接支払制度 留意点

本制度の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

(1) 事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がない等の場合は、集落協定の広域化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

(2) 農業生産活動等の適切な実施について

- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

(3) 集落協定の変更手続きの励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続きを行ってください。
- 変更手続きが必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

・農業生産活動等

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

・多面的機能を増進する活動

例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

第4期対策まで A要件・B要件・C要件の中から1つを選択

○農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施

(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

- ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良
④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託

○女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施

- 新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み

○集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

第5期対策から 集落戦略の作成に一本化

○ 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

このため、第5期対策から、体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化しています。

○ 集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更
- ② 第4期までの遡及返還の特例を受ける要件であった「合計15ha以上」又は「集落連携・機能維持加算に取り組む」は廃止
- ③ 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック（課題）を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し
- ④ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記
(なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません)

集落戦略の作成について

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行なながら作成していくいただく、集落全体の指針です。

—集落戦略の項目—

- 協定農用地の将来像
 - 協定農用地の将来像を踏まえた
集落の現状
 - 集落の現状を踏まえた対策の方向性
 - 具体的な対策に向けた検討
 - 今後の対策の具体的な内容
及びスケジュール
 - 農業生産活動等の継続のための支援体制
- (※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本として、事務負担の軽減を図っています)

○集落戦略の作成と活用のイメージ

- ・集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- ・協定参加者のみなさんが十分な話しを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

- ※地図には、
- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ②既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、みなさんが話し合っていただきます



【地図を使っての話し合い】

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化



【作成に向けて打合せ】

3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現



【そばの栽培】



【新規就農の相談】

○人・農地プランや農業委員会の活動と連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することをもって、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

このため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図ることが、より効率的であると考えています。

※「人・農地プランの実質化」に係る手続きについては、市町村にご相談ください。

集落戦略の記載例①

【記載例】

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

地番	地目	面積 (m ²)	現況	管理者	農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)						
					管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受け <small>もらう予定</small> (受け手が決まっている)	担い手等に引き受け <small>もらうことを希望</small> (受け手が決まっていない)	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	<input checked="" type="radio"/>						
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		<input checked="" type="radio"/>					

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状		担い手の詳細	
担い手等が確保できており、耕作を継続していく		農業者(協定内)【具体名:〇〇】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:〇〇】※ 農業者(協定外)【具体名:〇〇】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:〇〇】※	
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない		農業者(協定内)【具体名:〇〇】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:〇〇】※ 農業者(協定外)【具体名:〇〇】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:〇〇】※	
<input type="radio"/> 担い手等が確保できていない			
<input type="radio"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある			
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い			
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている			
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している			
集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載) 具体的な内容:〇〇～			
その他(自由記載)			

※【具体名:〇〇】は記載が可能な場合に記入

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

集落戦略の記載例②

【記載例】

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	農業者 農地所有適格法人、農業生産組織等 新規就農者
<input type="checkbox"/> 協定外で担い手を確保	農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="checkbox"/> 基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
<input type="checkbox"/> 放牧利用による農用地の管理	
鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治（コミュニティ）機能の強化	
その他（自由記載）	

③「○」を記入して下さい。

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="checkbox"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
他の協定との広域化を考えたい
<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="checkbox"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他（自由記載）

④「○」を記入して下さい。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

⑤記載可能であれば記入して下さい。

（記載例）
令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の基盤整備を実施する予定。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
農地所有適格法人が支援する【具体名：○○】
JAが支援する【具体名：○○】
<input type="checkbox"/> 集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
農業者が支援する【具体名：○○】
協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

加算措置について①

4ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ 広域化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価：10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）

上限額：なし

令和4年度から

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価：6,000円/10a(田、畑)

上限額：なし

取組期間：1～5年

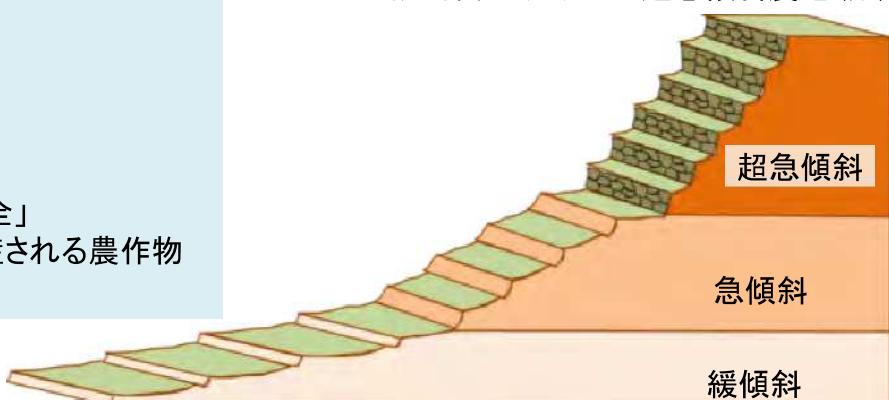
目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)



加算措置について②

③ 集落協定広域化加算

※第5期対策より拡充

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

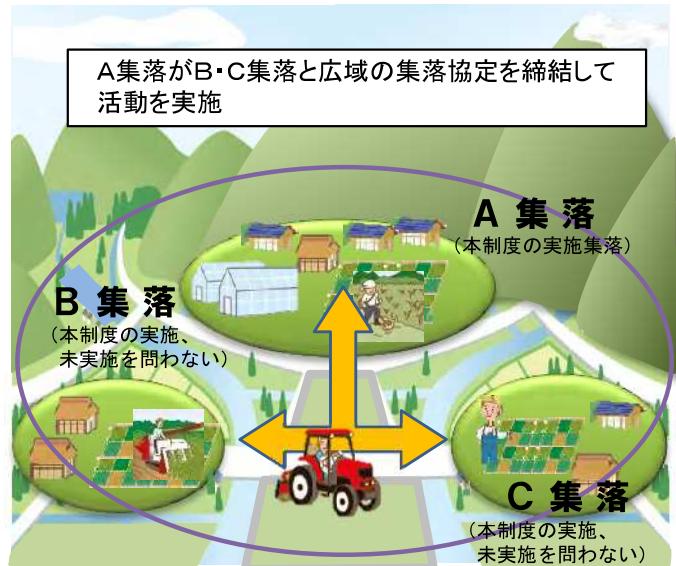
目標設定：

ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。



④ 集落機能強化加算

第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

○インターンシップ、営農ボランティア、農福連携

○コミュニティサロンの開設

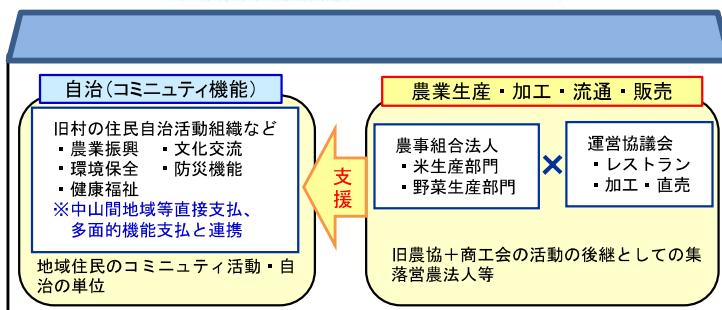
○地域自治機能強化活動
(高齢者の見回り、送迎、買物支援等)

○鳥獣対策に必要な外部人材確保



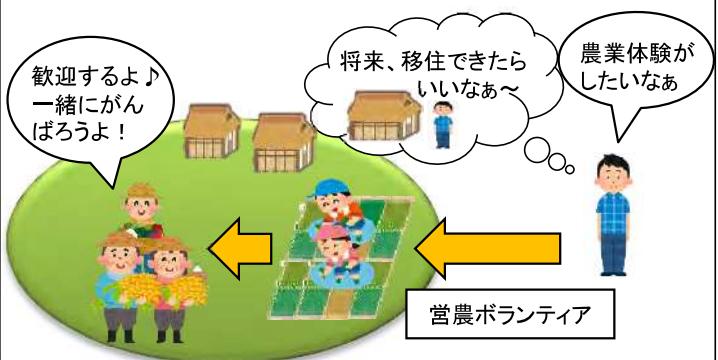
地域運営組織と連携した
高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



加算を用いて上記のような体制を構築し、自治機能に係る地域のコミュニティ活動を支援することができます

営農ボランティアのイメージ



加算措置について③

⑤ 生産性向上加算

第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から

加算措置の留意点について

Point 1

- 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。(他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。)

Point 3

- 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することとなります。

Point 4

- 加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

Point 5

- 加算措置による目標の達成の評価が困難になることから、本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ

地域の農業を継続・発展させるためには、
農地をまとまった状態で維持していく必要があります。

しかし、周りに荒廃農地があると・・・

田園風景が損なわれているし、鳥獣被害や
病害虫発生の悪影響を受けて、周りの農家
までやる気を失くしてしまった...



集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の協定
農用地に取り込みませんか！！

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話
し合っていただき、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地
の面積に以下の単価を乗じた額が毎年度（令和6年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる
方法により行うことも可能です。

また、農地に復旧することが困難な場合に、次善の策として荒廃農地を林地化
する場合も交付対象としています。

①農地に復旧する場合

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
草 地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった
場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

②林地化する場合

「畑」の単価（林地化前の地目の単価の方が安い場合にはその単価）
※ 農用地区域からの除外及び農地転用の許可手續が必要です。

ただし、第5期対策の最終年度（令和6年度）までに荒廃農地の復旧又は林地化が行
われなかった場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協
定認定年度に遡って返還していただくことになるのでご注意ください。

その他活用できる事業等、荒廃農地対策関連情報については、以下のHPを参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/>

交付金の返還について

5年間の協定期間に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

- ◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

等

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

▶ 第5期対策から

遡及返還の対象農用地を 協定農用地全体から当該農用地に変更

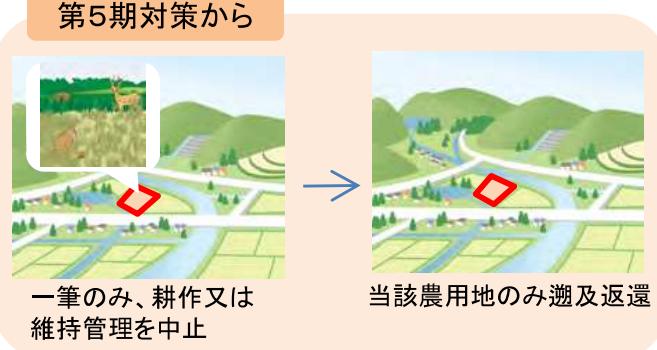
- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更となります。

これまで



協定農用地全体で遡及返還

第5期対策から



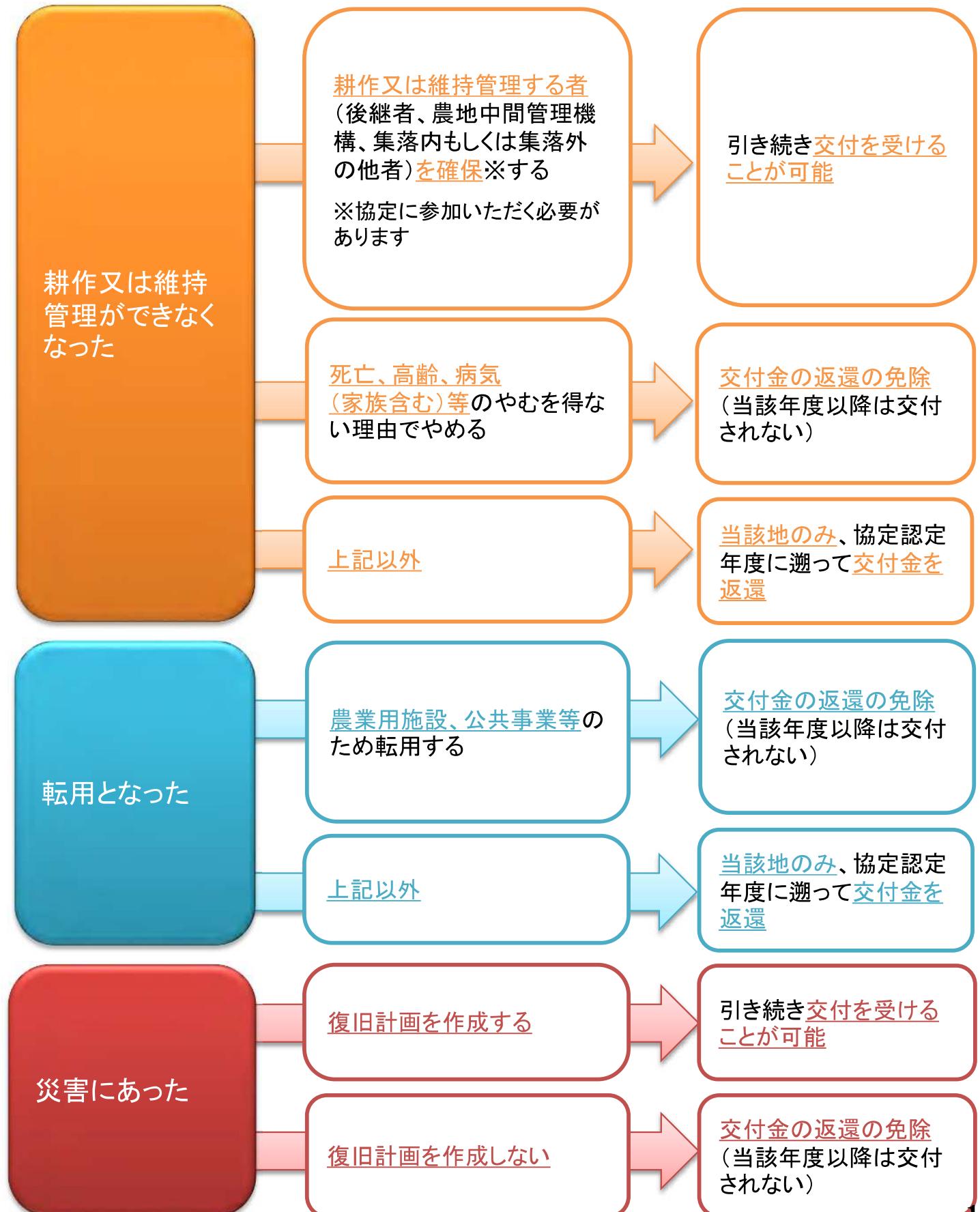
当該農用地のみ遡及返還

- なお、第4期対策と同様、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件(集落戦略の作成)、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分(8割)、体制整備分(2割分)、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等を続けられなくなった場合の交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町村が行います。



手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6／30

協定の認定（市町村→集落）期限：7／31

③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

- 市町村が活動の実施状況を確認します。

実施状況の確認（市町村）期限：10／31

☆交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等について、交付金の早期交付を受けることができます。（詳細は裏表紙を参照）

交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。

国（地方農政局等）

国費（1/2）
※（）内は負担割合

都道府県

国費十都道府県費
(1/2) (1/4)

市町村

国費十都道府県費十市町村費
(1/2) (1/4) (1/4)

集落協定

個別協定

共同取組活動

集落の様々な共同取組活動に充当

共同利用機械の購入等
にも活用できます。

個人配分

個々の協定参加者に
配分

一農業者当たりの受給額
の上限は500万円。

第5期対策から

- 集落協定における所得超過者において、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能となります。（個別協定における所得超過者の取扱と同様にしました。）

☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受託を受けるかたちで締結する協定。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行しています。
中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施することとなりました。
- 法律に基づく措置となったことで、これらの支払について、集落の皆様がこれからも安心して取り組むことができるようになりました。

日本型直接支払制度 (中山間地域等直接支払を除く)

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。下記の交付単価は一例です。

(地域や活動内容によって交付単価が異なります。詳細は、裏表紙のお問い合わせ先にご確認下さい。)

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

(都府県の田の場合)

① 農地法面の草刈りや水路の泥上げなど	3,000円/10a
② 植栽や生態系保全などの農村環境保全活動	2,400円/10a
③ 水路や農道などの補修や更新	4,400円/10a

(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)



環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動を支援します。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※1に限り、2,000円を加算。	
そば等雑穀、飼料作物	3,000円	
堆肥の施用	4,400円	
カバークロップ	6,000円	
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)	
草生栽培	5,000円	
不耕起播種※2	3,000円	

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
長期中干し		800円
秋耕		800円

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

※1 土壤診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

※2 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。



有機農業



カバークロップ

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

中山間地域の魅力を活かした取組の例①

きたしおばらむら

【北塩原村中山間地域等直接支払広域協定（福島県北塩原村） 一村一組織による農地保全と地域づくり】

【集落の状況】

- 農家の高齢化や後継者不足により、制度継続が困難になる恐れのある協定が多数発生。また、共同活動への参加者が減少し、農道・水路等の維持管理が困難に。

農地の保全

事務負担軽減

北塩原村



【取組の内容】

- 中山間直接支払と多面的機能支払とを連携させ、一村一協定・一村一組織の広域組織とし、事務機能を一元化。
- 多面的機能支払は農地・水路等の維持管理活動に活用し、中山間直接支払は所得向上や地域活性化等に活用。また、事務局の運営に集落協定広域化加算を活用。
- 事務局を中心に各集落の共同活動を支援する事業を開始。地域内外の非農業者や地元青年団等に呼びかけ、担い手が不足している集落へ人材を派遣。
- 農林水産業の振興や地域づくりについて相互に連携・協力することを目的に、東京農業大学と包括連携協定を締結。



【広域化に向けた集落座談会】



【農家×地域おこし協力隊×地元青年団による共同活動】

【取組の効果】

- 一村一組織の取組で農地保全と地域づくりが活発化。
- 地域内外の人材を集落の共同活動に派遣する事業や東京農業大学生の地域活動への派遣により、地域間・世代間交流が拡大。

農地の保全

地域の活性化

【畑集落協定（大分県豊後高田市）】

女性の活躍による地域の活性化に合わせて農地保全体制を強化

【集落のビジョン】

- 高齢化や担い手不足が進む中、「地域の農地は地域で守り、安心して続けられる農業の実現」の理念のもと、農業の維持に取り組む。
- 「緑豊かな農地を守り、女性のパワーで地域を活性化」を集落のビジョンに掲げ、地元の女性や高齢者の雇用創出、生きがいづくりを目指す。

農地の保全

地域の活性化

豊後高田市



【ビジョンに向けた取組】

- 地域の将来を考え、法人格を持つ組織「農事組合法人グリーンファーム畑」を設立。担い手不足の解消を行う。
- 本制度を活用し、圃場の条件整備、鳥獣害防護柵の設置などを実施。
- 地元の女性による加工部門「はたむすめ」を立ち上げ、加工所を新設。協定農用地で生産された農産物を使い、加工品の製造・販売を実施。直売所やスーパー、市内のイベント等で販売が行われ、地産地消のつながりの拡大や地元の女性や高齢者の生きがいを生んでいる。
- 学校給食用の野菜や乾燥野菜の生産を通じて、売上の向上と周年販売・担い手の雇用を可能にする等、永続的にむらづくりを行っていく体制を構築。
- ビジョンに向けた取組を進める中で、担い手のいない近隣集落の農地や耕作放棄地の受入を拡大。



【加工所にて製造】



【鳥獣害集落点検】

(協定農用地面積：21ha (H19) → 29ha (H31))

中山間地域の魅力を活かした取組の例②

【南勢中山間集落協定（三重県南伊勢町）】 集落戦略の活用によるかんきつ産地の活性化

【集落の状況】

- 高齢化や担い手の減少により小集落単位での協定の継続が困難に。

【集落の課題】

- 将来にわたる農地の維持管理、かんきつ類の産地維持のために、関係機関との連携による、人材の活用・育成、労働力確保が必要。

【課題解決に向けた取組】

- 複数集落で広域協定を締結し、事務局として事務を担当する人材を確保。
- 関係機関である南勢産地協議会と連携し、今後の農地管理についてアンケートを実施した上で、10年後を見据えた集落戦略を作成。
- 今後は、集落戦略により産地全体の将来の姿を明らかにしながら、南勢産地協議会や農協などと連携し、地域おこし協力隊や企業、ボランティアなど多彩な人材の活用、労働力の確保を検討。

外部人材の確保

事務負担軽減



【栽培講習会(みかんの学校)】

【上世屋集落協定（京都府宮津市）】 棚田保全と体験機会の提供により若手移住者を呼び込み

【集落の状況】

- 「つなぐ棚田遺産」に選ばれた美しい棚田が広がる地域。農地のほとんどが小区画の急傾斜棚田。

【取組の内容】

- 移住・就農希望者向けのインターンとして、移住者向けに生業体験、新規就農者向けに仕事量と収入の体験機会を提供。また、都市住民を対象とした田植え・稻刈り体験を実施。

- 指定棚田地域に指定され、世屋高原棚田保全協議会を設立。

【取組の効果】

- 子育て世代が移住したことにより若年層が増加し、うち1名が地域農業の中心的な役割を担当。

(地区人口：24人 (H17) → 27人 (R2)、うち40歳未満：1人 → 10人)

- 高付加価値米の品質を支える伝統的な技法を維持・継承。

移住促進



【稻刈り体験の様子】

【桐谷集落協定（富山県富山市）】 農園カフェや滞在型の農業体験による交流人口の拡大

【集落の状況】

- 集落の高齢化が進行し、担い手不足、人口減少が深刻化。
- 第2期対策以降に制度の取組を一旦断念したが、第4期より再開。
(集落人口：40人 (H10) → 20人 (H30))

交流人口の拡大



【ドームハウスでの交流】17

【取組の内容】

- 豊富な湧き水と里山景観をアピールしつつ、地域のランドマークとなっている民間企業のドームハウスを、地域外の住民との交流の場として活用。
- 集落機能強化加算を活用し、企業の協力も得ながら、週末農園カフェの開業や滞在型の農業体験（親子お泊り会など）を実施。

【取組の効果】

- 集落に湧き水を汲みに来る人やサイクルスポーツに来る人などにもドームハウスが活用され、訪問者数が増加。
(交流人口：50人 (H30) → 123人 (R2))

お問い合わせ先

○中山間地域等直接支払交付金は、市町村が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町村にご相談ください。

○本パンフレットや中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

022-263-1111（内線4137）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

048-600-0600（内線3415）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】 新潟県、富山県、石川県、福井県

076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】 岐阜県、愛知県、三重県

052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

096-211-9111（内線4626）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】 沖縄県

098-866-0031（内線83348）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】 北海道

03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

～交付金の早期交付について～

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が市町村長の認定を受けていれば、実施状況の確認前であっても、交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。

（令和4年度から新たに取り組む協定は、市町村長の認定が必要となります。）

〈パンフレット作成〉

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3501-8359（直通）

FAX 03-3592-1482

https://www.maff.go.jp/nousin/tyusan/siharai_seido/